



## タイの運転免許証を取得する

在タイ中の皆様がタイ国で車の運転をする場合、3通りの方法があります。

1. 日本で交付された有効期限内の運転免許証又は、国際運転免許証を基にタイ国の運転免許証を取得する
2. タイの法律に則り、新たにタイ国の運転免許証を取得する。
3. 日本で交付された国際運転免許証を利用する。（有効期間1年）

ただし、3の場合は何か問題が起こった時にタイの警察官が英語を判読できないことがあり、あまりお勧めできません。ここでは上記1と2の場合に分けて、取得までの手順と必要書類を記します。

### 《タイの運転免許証を取得するには？》

タイ国の運転免許証を取得する場合、全国の陸運局事務所にて手続きができます。陸運局事務所は各県に事務所があり、バンコクにはモチット陸運局本部をはじめ数箇所に区域管轄事務所があります。

#### ■ 手順

方法	申請	試験項目	所要日数	備考
1	即日申請	適性試験	半日	以前にタイ国の免許を有し、それを失効させた者についてはこの方法は不可
2	事前に試験日の予約要	適正試験 学科試験（英語） 講習（6時間） 実技試験	3日程	各試験は何度でも受験できるが、すべての試験を3ヶ月以内で合格しなければ最初からやり直しとなる

#### ■ 必要書類

1. パスポート及びそのコピー（但しパスポート上の滞在許可はノンイミグランドビザであること）
2. 居住地を証明する書類
  - 労働許可証及びその写し、または
  - 英文在留届出済証明書（日本大使館領事部発行：在留届があることが前提）
3. タイ国医師の診断書（有効期間1ヶ月）
4. 日本の運転免許証を基に取得する場合（適性試験のみ）
  - 日本の運転免許証とその英文運転免許証抜粋証明書（日本大使館領事部発行）あるいは
  - 日本の国際運転免許証

\* 運転免許証申請の際、必ず本人の出頭が必要ですが、申請書の作成や申請手続きは弊社スタッフが同行し、お手伝いいたします。免許証の受領は弊社スタッフが代行いたします。

\* 交付される免許証の有効期限は、初年度（仮免）が2年間（2015年3月より）、以降は5年間です。

\* 写真は陸運局で直接撮影します。